また、上記(a)及び(b)の施工実績が大臣官房官庁営繕部、各地方整備局、北海道開発局及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部の発注した工事（いずれも港湾空港関係及び農林水産関係を除く。以下「大臣官房官庁営繕部、各地方整備局、北海道開発局及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部発注工事」という。）である場合は、工事成績評定点が65点未満のものではないこと。

ただし、競争参加資格確認申請書（一次審査）（以下「申請書（一次）」という。）及び確認資料（一次審査）の提出期限の日までに工事成績評定点の通知がされていない工事の施工実績を提出する場合は、上記(c)「施工実績が適切なものであること。」を満たすとともに工事事故による指名停止を受けていない工事の施工実績に限り参加資格を認める。

(6)　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を本工事に配置できること。専任の要否は関係法令による。

①　土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

②　平成23年４月１日以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した、下記(ｱ)の要件を満たす工事の施工経験を有する者であること。

甲型又は乙型の共同企業体構成員の技術者として従事した施工経験については、共同企業体構成員が以下のいずれかに該当するものに限る。

・甲型共同企業体については、構成員の出資比率が20％以上であること。

・乙型共同企業体については、構成員が施工を行った分担工事のものであること。

ただし、専任補助者を配置する場合、主任技術者又は監理技術者の下記(ｱ)の施工経験は、(ｲ)に掲げる施工経験（以下、代要件という。）に代えることができる。

(ｱ)１）工事規模　ＮＡＴＭ工法によるトンネル工事で、次の(a)から(c)の要件を満たす施工経験。

(a)　トンネル内空断面積（代表値の覆工後の内空面積）40㎡以上であること。

(b)　トンネル施工延長が700m以上であること。

(c)　施工経験が適切なものであること。

ただし、(a)から(c)は同一トンネルでの施工経験であること。施工延長については掘削及び覆工を実施する区間の延長であること。

適切なものとは、過失による粗雑工事に起因した指名停止、契約違反に起因した指名停止を受けていないなど、不正又は不誠実な行為がなされたものではないこと。

また、上記(a)及び(b)の施工経験が大臣官房官庁営繕部、各地方整備局、北海道開発局及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部発注工事である場合は、工事成績評定点が65点未満のものではないこと。

ただし、申請書（一次）及び確認資料（一次審査）の提出期限の日までに工事成績評定点の通知がされていない工事の施工経験を提出する場合は、上記(c)「施工経験が適切なものであること。」を満たすとともに工事事故による指名停止を受けていない工事の施工経験に限り参加資格を認める。

２）従事期間　上記１）の工事に従事した期間が、全工期（準備・後片付け期間は除く）の１／２以上、または、365日以上であること。

(ｲ)　専任補助者を配置する場合の(ｱ)に代わる代要件　専任補助者を配置する場合の、主任技術者又は監理技術者が満たさなければならない上記(ｱ)に代わる代要件は、工事種別が上記２(2)に示す「一般土木工事」とする。

③　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証（監理技術者講習修了履歴）を有する者であること。

④　主任技術者の資格については、関係法令及び共通仕様書等に加え、登録基幹技能者講習修了証を有する者も要件を満たすものとする。

⑤　単体企業にあっては、上記①及び②の要件を満たしている主任技術者又は監理技術者を配置できること。

特定建設工事共同企業体にあっては、全ての構成員が主任技術者又は監理技術者を本工事に配置できることとし、代表者の技術者が上記①及び②の要件を満たしていること。各構成員の技術者が上記①及び②、又は上記①並びに②(ｱ)１）(a)及び(c)、②(ｱ)２）の要件を満たしていること。

経常建設共同企業体（甲型）にあっては、全ての構成員が主任技術者又は監理技術者を本工事に配置できることとし、代表者を含む構成員のいずれか１社の技術者が上記①及び②の要件を満たしていること。

なお、監理技術者の場合は上記③の要件についても満たしていること。

(7)　申請書（一次）及び確認資料（一次審査）の提出期限の日から開札の時までの期間に、局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領に基づく指名停止を受けていないこと。

(8)　上記１に示した工事に係る設計業務等の受託者でないこと。又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

(9)　入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。

(10)　経常建設共同企業体（甲型）にあっては、全ての構成員が、(1)及び(7)の要件を満たしていること。

(11)　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずる者として、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(12)　一次審査に関する事項　一次審査においては、申請された資料を基に審査項目①及び②にて審査を行う。ただし、算出された評価点は一次審査限りとする。

なお、一次審査における評価点の算出等の詳細については入札説明書による。また、国内実績のない企業が国外の施工実績をもって確認資料を作成した場合は、支出負担行為担当官が内容を審査のうえ競争参加資格を認めるものとする。

審査項目

①　企業の施工能力

②　配置予定技術者の施工能力

３　総合評価に関する事項（二次審査）

(1)　評価項目　本工事の総合評価は、次の③の技術提案を受け付け、①から③と価格を総合的に評価して落札者を決定するものとする。

①　施工体制（品質確保の実効性、施工体制確保の確実性）

②　賃上げの実施に関する評価

③　技術提案

指定テーマ１：本工事における品質保持及び耐久性確保について配慮すべき事項

指定テーマ２：本工事におけるＩＣＴ活用等による生産性向上に資する事項

(2)　総合評価の方法

①　標準点　本工事について、入札説明書に記載された要求要件を実現できると認められる者に標準点100点を与える。

②　施工体制評価点及び加算点　入札価格及び技術資料（上記(1)②及び③（以下、「技術資料」という。））の内容に応じ、上記(1)①の評価を行い施工体制評価点を与え、また技術資料の評価項目毎に評価を行い、加算点を与える。なお、施工体制評価点の最高点数は30点、加算点の最高点数は62点とする。

③　入札価格及び技術資料に係る総合評価　標準点と施工体制評価点及び加算点の合計を入札価格で除して得た数値（以下「評価値」という。）をもって行う。

(3)　落札者の決定方法

①　入札参加者は、価格及び技術資料をもって入札をし、次の各要件に該当する者のうち、評価値の最も高い者を落札者とする。

(ｱ)　入札価格が予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であること。

なお、予定価格は、設計図面及び設計図書に基づき算出し、総合評価管理費は含まない。

(ｲ)　評価値が、標準点（100点）を予定価格で除した数値を下回らないこと。

②　上記において、評価値の最も高い者が２人以上あるときは、くじを行い落札者を決める。